



議員 光 諏訪本

Q 地域防災計画の修正時期、その内容・方向性は

A <危機管理監>

秋口を目途に、災害の予防・応急対策・復旧を計画の柱に、検証結果を踏まえ、実効性のある計画を作成。

【Q1】 地域防災計画は毎年検討するようにしているが、7年間放置しているが、町の考え方は。

【A1】 防災への取り組みが進んでいなかった。反省している。地域防災計画の修正を含め、全力で防災力の向上に取り組む。

【Q2】 新しい地域防災計画では、避難所の設置・運営についても、柔軟に対応してもらいたい。

【A2】 熊野高校のセミナーハウスは土砂災害警戒区域内にあり、避難所に不向きな施設である。また、防災会議で承認された計画に沿って行うものと考えている。

熊野高校の件は、当時、そのような説明はなかった。

【Q3】 自主防災組織も自治会との連携が重要だ。自治会に未加入の方に、町広報等が届かない状況下で、緊急対応が必要な連絡は、どんな手段を考えているか。

【A3】 ハザードマップは郵便局のエリア配達で全戸に届けている。避難情報は防災行政無線等の他、多様な伝達方法で確実な連絡を補完させていく。

【Q4】 役場の通常業務に、災害関係業務が上乗せされている。支援金等を活用した臨時職員の確保は考えないか。

【A4】 関係技術職員の確保が困難な状況である。一般の職員でも、増員すれば良いのに。



議員 憲吾 竹爪

Q 豪雨災害後のため池の現状と今後の対策は

A <町長>

県のため池廃止事業を利用し、順次、廃止要望していく予定。

【Q1】 豪雨後の現状は。

【A1】 町内の224のため池のうち4カ所が損壊。

【Q2】 損壊した4件の詳細と工事の費用負担は。

【A2】 いずれも個人のため池で決壊が2件、陥没等の損壊が2件で、個人負担50%で修繕できているが、廃止する予定と聞いている。

【Q3】 廃止の予定と費用負担は。

【A3】 昨年、廃止要望調査を実施し、36件の要望があった。基準を満たし危険度の高いもの6件を昨年度県へ要望し、採択されたため、本年度廃止工事が実施される見込み。また、本年度6件追加要望を

している。費用は全て県の負担で地元負担はない。

【Q4】 廃止後の管理はどう行うのか。

【A4】 従来どおり地元管理者で行っていただく。

【Q5】 土砂が流入したため池の浚渫と費用負担は。

【A5】 10カ所のため池の排水工事を予定。全て公費負担。

【Q6】 ため池廃止工事中を含め、今後も危険なため池を住民に周知してほしい。

【A6】 危険性のあるため池を県に報告済みで、県がマップを作成次第、適切に対応を行う。

Q <中島 数宜 議員>

自主防災関連の補助事業のあり方を問う

A <危機管理監>

必要により、関連制度などの見直しを検討する。

【Q1】 自主防災育成指導要綱第3条(組織)を避難誘導を優先とした組織に見直す考えはないか。

【A1】 本要綱第3条の標準的な組織編成の見直しは考えていないが、地域状況に応じた避難優先の連絡体制、組織づくりを行っていただきたい。

【Q2】 現在の自主防災組織設立団体数は。

【A2】 災害発生前の4団体から新たに8団体が設立され、現在では12団体となっている。

【Q3】 様々な補助事業が存在している。統一化の検討はどうか。

【A3】 熊野町安全・安心まちづくり補助事業は4つの補助事業で構成されている。全てを廃止しなくてもいいのでは。

【A3】 補助対象となる団体や事業が異なるが、防災に関する補助メニューの統一化などの検討を進める。

【Q4】 熊野町安全・安心まちづくり補助事業は何故廃止するのか。

【A4】 昨年の災害時に避難が遅れたことに鑑み、本補助事業を数年間休止し、避難第一にした事業に活用したためである。

【Q5】 熊野町安全・安心まちづくり補助事業は4つの補助事業で構成されている。全てを廃止しなくてもいいのでは。

【A5】 自治会の要望などを踏まえ、補助対象事業の再開を検討する。

議会 豆知識



定例会と臨時会って何が違う？

町議会には、定期的に招集される「定例会」と、必要がある場合にその案件に限り招集される「臨時会」があります。

定例会は、条例で年4回と定めており、毎年3月、6月、9月、12月に招集され、町政の運営方針、予算、条例など、町民生活に関する重要な事項を審議します。

定例会、臨時会では、はじめに会期(会議を行う期間)が定められ、原則としてその期間中に本会議や委員会を開いて議案審議・審査などの議会活動を行います。

○定例会・臨時会の招集

定例会と臨時会はいずれも町長が招集しますが、臨時会については、議員定数の4分の1以上の議員の請求、もしくは、議長が議会運営委員会に諮り、議決を経て請求することにより招集される場合があります。

なお、議長もしくは議員からの請求があったときは、町長は請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないことになっています。

